

成蹊学園固定資産及び物品調達等の契約に係る

取引停止等の取扱要綱

制 定 2007年 11月 16日
学 内 理 事 会
改 正 2013年 3月 22日
理 事 長

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産及び物品調達規則第14条及び不動産調達規則第13条の規定に基づき、学校法人成蹊学園（以下「学園」という。）が発注する固定資産及び物品の調達並びに業務の委託の契約（建物の建設工事を除く。以下「調達等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 取引停止とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止)

第3条 調達等契約に係る業者が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要綱の定めるところにより期間を定め、当該業者について取引停止を行うものとする。

2 取引停止の対象とする事案は、次のいずれかに該当する事案とする。

(1) 学園が発注する契約に係る業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合

(2) 前号のほか、特に必要があると認められた場合

3 別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後に知りえたときは、取引停止措置は講じないものとする。

(取引停止の期間の特例)

第4条 業者が1つの事案により別表各号の2つ以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第1号から第4号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 業者について、極めて悪質な理由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が24カ月を超える場合は、24カ月)まで延長することができるものとする。

5 取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかになったときは、別表各号及び前4項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

6 取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、

当該業者について取引停止を解除するものとする。

7 取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(取引停止の通知)

第5条 第3条の規定により取引停止を行い、前条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により取引停止を解除したときは、ただちに当該業者に対し、事実関係の概要、措置の内容、その理由その他必要事項を通知するものとする。

2 前項の通知をしたときは、各予算執行部署に対し、すみやかに措置の相手方、措置の内容及びその理由を通知するものとする。

(指名等の取消し)

第6条 取引停止された業者について見積書の提出を依頼している場合は、これを取り消すものとする。

(下請等の禁止)

第7条 取引停止の期間中の業者が学園の調達等契約に係る全部又は一部を下請けし、又は受託することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止期間の開始前に下請けし、又は受託している場合は、この限りではない。

(警告又は注意の喚起)

第8条 取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(要綱の改廃)

第9条 この要綱の改廃は、理事長が行う。

附 則 (2007年11月16日制定)

この要綱は、2007年11月16日から施行する。

附 則 (2013年3月22日一部改正)

この要綱は、2013年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第4条関係) 取引停止の措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 学園発注の調達等契約に係る手続きにおいて、必要として求めた提出資料に虚偽の記載をし、調達等契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内
(過失による粗雑な契約の履行) 2 学園発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内
(独占禁止法違反行為) 3 次のイ又はロに掲げる契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達等契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 学園発注の調達等契約 ロ 他の公共機関発注の契約	当該認定をした日から 3カ月以上9カ月以内 2カ月以上9カ月以内
(競争入札妨害又は談合) 4 学園発注の調達等契約に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)	逮捕又は公訴をした日から 4カ月以上12カ月以内

VI 経理関係規則 7. 成蹊学園固定資産及び物品調達等の契約に係る取引停止等の取扱要綱

<p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時調達等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者</p>	<p>3 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者</p>	<p>3 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p>	
<p>5 前4号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、調達等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>（その他）</p>	
<p>6 前5号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され調達等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p>